

対象品目：全品目

規範項目

1

エコ農業茨城の取組推進

規範の必要性や背景

*エコ農業茨城推進方針(推進期間H25～H27)で示す『目指すべき茨城県農業農村の姿』は、①良好な生産基盤による良質で安心できる農産物の持続的な供給 ②霞ヶ浦等水域の水質改善 ③平地林等が保全され、生態系に恵まれた、豊かで美しい農村環境の創出と活用です。

茨城県では、環境保全や食の安全確保など、農業経営者として取り組むべき事項とその必要性などをまとめた「茨城県GAP規範」を策定し、普及に取り組んでいます。

*農業と環境は相互に影響を与えています。総合的病害虫・雑草管理（IPM）、診断施肥、緑肥作物の利用など、環境負荷を軽減させる技術の確立や普及を図るほか、農地への炭素貯留効果の高い堆肥の施用、カバークロップの作付けなどの地球温暖化防止や生物多様性保全に資する営農活動の取組などを拡大し、持続可能な農業とすることが必要です。

取組事項

○「茨城県GAP規範」を遵守することで、環境保全や食の安全確保を目指すエコ農業茨城を実現する。

○化学肥料や化学合成農薬を削減した栽培や、診断に基づく施肥を行う。

○茨城県に適したIPM(総合的病害虫・雑草管理)技術を確立しながら、あわせて生物農薬等の利用を促進する。[規範項目19(44ページ)参照]

○環境にやさしい営農に取り組むために、栽培講習会、認定農業者の研修会、若手農業者の勉強会などに積極的に参加する。また、特別栽培農産物(いばらきエコ農産物)やエコファーマーの制度を活用する。

解説

●エコ農業茨城とは

消費者ニーズにあった、より安全・安心な農業生産が求められている現状をふまえ、茨城県では、平成20年度から、農村の環境保全活動と環境にやさしい営農活動を地域ぐるみで一体的に進める「エコ農業茨城」を全県的に推進し、その取組や成果、農産物の情報発信をすることで、本県農業・農村・農産物の良好なイメージの向上を図っています。

エコ農業茨城

【環境保全活動】

- ・用排水路の江ざらい
- ・水田放牧等による遊休農地の解消
- ・平地林・里山の下草刈り 等

* 地域ぐるみで里山や畦畔の草刈り活動



* 冬期湛水によって、生物の多様性を高め、雑草を抑制する

【環境にやさしい営農活動】



- ・化学合成農薬、化学肥料を5割以上削減した生産活動
- ・堆肥等を利用した土づくりの推進 等

* 粘着板や天敵利用で化学合成農薬を削減



* 堆肥利用で土づくりと化学肥料の削減を図る

一体的な取組

エコ農業茨城に取り組む地区や農業者を応援します

魅力ある農産物と、地域の景観などの自然環境もあわせてアピールします

◆参考情報

- ・エコ農業茨城関連情報(茨城県農林水産部産地振興課エコ農業推進室HP)
<http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/econou/>

◆関連法令等

- ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について(農林水産省HP)
http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_kihan/
- ・エコ農業茨城推進方針(茨城県農林水産部産地振興課エコ農業推進室HP)
<http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/econou/>
- ・エコ農業茨城環境規範